

第十三回国会 郵政委員会 議 録 第七号

昭和二十七年三月五日(水曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事飯塚 定輔君 理事風間 啓吉君

理事山本 久雄君 理事受田 新吉君

石原 登君 江崎 真澄君

小西 實松君 玉置 實君

坪川 信三君 牧野 寛策君

山本 猛夫君 田中 堯平君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

委員外の出席者

専門員 稲田 穂君

専門員 山戸 利生君

二月二十八日

委員椎熊三郎君辞任につき、その補

欠として小野孝君が議長の名で委

員に選任された。

三月五日

委員田代文久君辞任につき、その補

欠として田中堯平君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十七日

郵便為替法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四二二号)

同月二十八日

緑ヶ丘簡易郵便局を特定局に昇格の

請願(寺本齊君紹介)(第一〇二九号)

上市町南部に郵便局設置の請願(銀

治良作君紹介)(第一〇三〇号)

三月三日

新田上町に特定郵便局設置の請願

(加藤隆太郎君紹介)(第一二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月四日

簡易保険及び郵便年金の積立金運用

に関する陳情書外一件(長野県東筑

摩郡錦部村長小澤利一郎外一名)(第

七八三号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

郵便為替法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四二二号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を

開会いたします。

去る二月二十七日日本委員会に付託に

なりました郵便為替法の一部を改正す

る法律案を議題とし、まず政府の提案

理由の説明を求めます。佐藤郵政大

臣。

郵便為替法の一部を改正する法律

案

郵便為替法の一部を改正する法

律

郵便為替法(昭和二十三年法律第

五十九号)の一部を次のように改正

する。

第二十四條の次に次の一條を加え

る。

第二十四條の二(南西諸島との間の

郵便為替)本土と北緯二十九度

以南の南西諸島との間において送

金する場合における郵便為替につ

いては、省令で特例を設けること

ができる。

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一

日から施行する。

○佐藤國務大臣 ただいま議題となり

ました郵便為替法の一部を改正する法

律案につきまして、提案の理由を御説

明申し上げます。

来る四月一日から北緯二十九度以南

の南西諸島との間に郵便為替の取扱

を開始するよう目下準備中であります

が、この法律案はこの取扱いを開始す

るために必要な根拠規定を設けよう

とするものであります。その改正の趣

旨は、次の通りであります。

北緯二十九度以南の南西諸島は、行

政権を分離されておりますので、右諸

島との間の郵便為替の取扱いを開始す

るためには、琉球臨時中央政府とと

りきめをしなければならぬのであり

ますが、このとりきめを純然たる外国と

の間の條約と同様なものとして取扱

うことは、南西諸島との特殊な關係から

見て適当でないように考えられるので

あります。

そこで、南西諸島との間の郵便為替

業務におきましては、なるべく内国郵

便為替並の取扱いをしようとするもの

であります。現行の外国為替管理法

令上、同諸島との間の經濟取引は、外

国貨幣によることになつており、取扱

い手続もおのずから違つて参りますの

で、この郵便為替につきましては、省

令をもつて特例を定めることができる

という根拠規定を設け、郵便為替法を

そのまま適用できない手続についての

み、その特例を定めようとするもので

あります。

以上がこの法律案の内容であります

が、何とぞ十分御審議の上、御可決く

ださるようお願いする次第であります

す。

○尾関委員長 本案に対する質疑は次

회에譲ります。

次回は公報をもつてお知らせするこ

ととし、本日はこれにて散会いたしま

す。

午後二時十五分散会

昭和二十七年三月八日印刷

昭和二十七年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所